

令和7年度

工事監査報告書

大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事

会津若松市監査委員

目 次

| | | |
|----|-------------|----|
| 第1 | 監査の種類 | 1 |
| 第2 | 監査の対象 | 1 |
| 第3 | 監査対象工事の概要 | 2 |
| 第4 | 監査の着眼点 | 4 |
| 第5 | 監査の実施内容 | 4 |
| 第6 | 監査の実施場所及び日程 | 4 |
| 第7 | 監査の結果 | 5 |
| | 工事監査実施状況写真 | 15 |

工 事 監 査 報 告 書

「会津若松市監査基準に関する規程」に基づき、随時監査を実施したので、その結果を報告いたします。

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査（工事監査：工事技術調査）

工事監査（工事技術調査）は、計画、設計、積算、入札、契約、施工管理等の各段階において、技術的視点から工事が適正に施工されているかを主眼に行われるものであり、品質の確保はもとより経済性、効率性及び有効性の向上を図ることを目的に実施するものである。

対象とする工事は、設計額が比較的高額（おおむね 30,000 千円以上）な工事等（調査、設計、工事監理又は事業の維持管理等を含めて発注するものを含む。）で、技術的に難易度が高く、監査実施時期に工事進捗率がおおむね 50%前後又は施工過程において監査の実施が有効と判断されるものから選択した。

第 2 監査の対象

対象工事：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事（令和 6 年度、令和 7 年度）

対象部課：建設部開発管理課（事業担当課、令和 7 年度工事発注課）

建設部道路課（令和 6 年度工事発注課）

総務部契約検査課（契約事務担当課）

1995 年（平成 7 年）の兵庫県南部地震や 2004 年（平成 16 年）新潟県中越地震において、大規模に谷を埋めた盛土造成地において滑動崩落による被害が多く発生したことから、国は 2006 年（平成 18 年）4 月に「宅地造成等規制法」を改正し、宅地の滑動崩落等による被害を防止するための「宅地耐震化推進事業」を創設したところである。その後、2011 年（平成 23 年）の東北地方太平洋沖地震や 2016 年（平成 28 年）の熊本地震等でも、盛土造成地での宅地被害が多く発生していることから、事業の推進を図るうえでは、地方公共団体が変動予測調査を実施し、その結果を公表することにより住民の理解を深めながら、危険箇所の滑動崩落防止対策を進めていくこととされたところである。

本市では、令和元年度に国が実施した大規模盛土の抽出調査（第一次スクリーニング）により、市内に 30 箇所の大規模盛土造成地が抽出されたことから、令和 2 年度に抽出箇所の調査及び安定度を確認するための優先度評価（第二次スクリーニング計画）を実施し、優先度が高い評価となった河東町高塚団地について、令和 3 年度に盛土造成地の安全性を把握するための詳細な地質調査及び安定計算（第二次スクリーニング）を行った結果、地震時に不安定となる可能性が確認された。

このため、当該盛土造成地の活動崩落防止対策を図るべく、令和4年度に対策工法の検討、令和5年度に詳細設計を実施し、令和6年度から大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事に着手してきたところであり、市民の生命と財産を守る重要な工事であることから、工事監査の対象としたものである。

なお、「宅地造成規制法」については、令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を契機とし、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正されている。

第3 監査対象工事の概要

1 全体工事計画

工事名：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事

工事場所：会津若松市河東町南高野地内

工事概要：グラウンドアンカー工 N=70基、L=100.0m

工事期間：令和6年度～令和8年度（年度毎の単年度工事）

2 令和6年度工事

(1) 契約概要

工事名：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事

工事場所：会津若松市河東町南高野地内

選定方式：制限付一般競争入札（事後審査型）

契約金額：当 初 91,299,780円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第1回変更 91,418,800円（同上）

第2回変更 97,704,200円（同上）

設計金額：当 初 100,929,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第1回変更 101,061,400円（同上）

第2回変更 108,010,100円（同上）

落札率：90.46%

契約日：当 初 令和6年6月20日

第1回変更 令和6年7月17日

第2回変更 令和7年3月6日

受注者：株式会社 共立土建

工期：令和6年6月20日～令和7年3月24日（278日間）

(2) 工事概要

工 種：グラウンドアンカー工

数 量：35基、L=50.0m

進捗状況：出来高100%（令和7年3月24日完了）

3 令和7年度工事

(1) 契約概要

工 事 名：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事

工事場所：会津若松市河東町南高野地内

選定方式：制限付一般競争入札（事後審査型）

契約金額：当 初 53,537,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

設計金額：当 初 59,246,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

落札率：90.36%

契 約 日：当 初 令和7年7月17日

受 注 者：株式会社 広大

工 期：令和7年7月17日～令和8年3月17日（244日間）

(2) 工事概要

工 種：グラウンドアンカー工

数 量：18基、L=30.0m

進捗状況：計画出来高 53.3% 実施出来高 50.3%（工事監査実施日時点）



図1 平面図

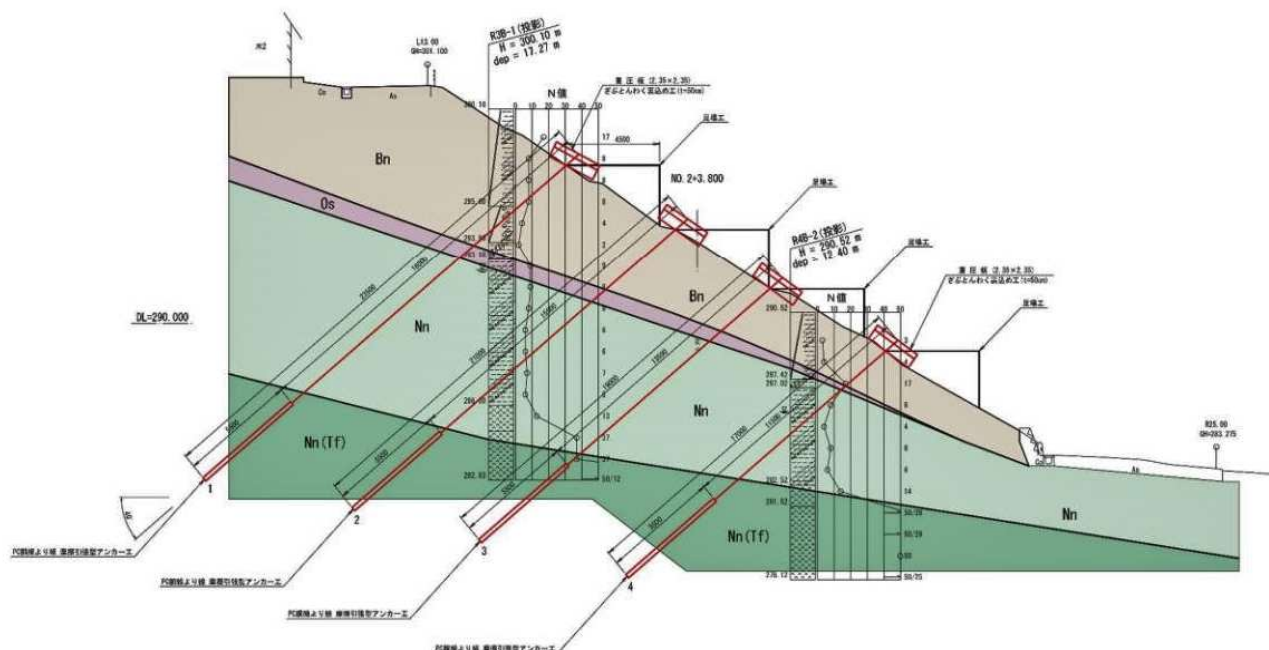


図2 標準横断面

第4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「第3章 監査等の着眼点」の「第4節 工事監査等の着眼点」を踏まえ、工事の経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

第5 監査の実施内容

あらかじめ対象工事に係る関係資料の提出を求め、対面において契約の概要及び工事概要の聴取を行い、工事現場において監督員及び受注者から説明を受けるとともに、施工状況調査を実施した。

なお、次により技術士法第2条に規定する技術士による支援を受けて監査品質の向上を図った。

業務委託名：工事技術調査業務委託

受注者：公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士：菊地 眞氏（建設部門鋼構造及びコンクリート、総合技術監理部門）

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の実施期間

令和7年7月25日～令和8年1月23日

2 工事技術調査実施日及び場所

令和7年11月6日 書類審査 河東支所3階会議室

令和7年11月7日 現地実査 会津若松市河東町南高野地内

同日 所見・講評 河東支所3階会議室

第7 監査の結果

技術士による工事監査技術調査結果報告書を踏まえ、前述の監査の着眼点により、大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事の工事監査（工事技術調査）を実施した。

1日目の書類審査では、計画、設計、積算、入札・契約及び施工管理について、関係書類及び質疑応答により調査を行い、2日目の現地実査では、工事の施工状況、安全管理及び工事看板など標識類の設置について、現場確認による調査を行った。

なお、所見については次のとおりである。

1 書類審査における所見

(1) 計画について

ア これまでの経緯

令和元年度：大規模盛土造成地の抽出調査（第一次スクリーニング：国）により、市内30箇所を確認

令和2年度：30箇所を更に47箇所に細分化し、対象外6箇所を除外した41箇所について、安定度を確認するための優先度評価（第二次スクリーニング計画）を行い、優先度の高い2箇所（河東町高塚団地、河東町葉山団地）を第2次抽出調査の対象とし、うち河東町葉山団地の安全確認（第二次スクリーニング）を実施。安定が確保されていることを確認

令和3年度：河東町高塚団地の安全確認（第二次スクリーニング）を実施。地震時に不安定となることを確認

令和4年度：河東町高塚団地の滑動崩落防止対策工法の検討
造成宅地防災区域^{注1}指定のための調査及び資料作成

令和5年度：造成宅地防災区域（令和5年7月4日指定）
河東町高塚団地の滑動崩落防止対策工法の詳細設計

令和6年度：対策工事（グラウンドアンカー工 N=35基、L=50m）施工済

令和7年度：対策工事（グラウンドアンカー工 N=18基、L=30m）施工中

令和8年度：対策工事（グラウンドアンカー工 N=17基、L=20m）施工予定

注1 宅地造成に伴う災害で、相当数の居住者等に危害が発生するおそれ大きい一団の造成宅地の区域であって、要件を満たすものを都道府県知事や政令指定市・中核市・特例市の長が関係市町村長の意見を聴いて指定した区域。なお、令和6年9月24日に市全域が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定（県）されたことから、造成宅地防災区域の指定は解除されている。

イ 高塚団地の状況

高塚団地は、昭和42年～昭和44年に当時の河沼郡河東村が主体となり造成された住宅団地で、低地に囲まれた丘陵地の宅地造成からなる当該盛土は、この丘陵地に腹付けした盛土により造成され、幅約110m、延長約50mの盛土規模である。ボーリング調査の結果、地中に地山の表土が確認されていることから、盛土前の表土剥ぎや段切り^{注2}などの一体化対策は不明であり、円弧滑りの弱部となっているも

のと推測される。

団地の家屋数は約110戸であり、盛土上にある家屋は6戸である。宅地は分譲されているが、道路等の公共施設は市の管理であり、今回対象となる法面は道路に付帯する。

注2 傾斜地に盛土を行う際、従前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、地盤を階段状に削ること。

ウ 全国での対策工の実施状況

国で実施した第一次スクリーニングでは、992市町村で約5万1千カ所の大規模盛土造成地が抽出された。令和7年3月末時点での第二次スクリーニングの完了は約60%、うち事前対策工を実施しているのは8市町10地区であり、完了は8地区である。

一方、県内では、全体で59市町村の内、対策対象の造成地が存在するのが35市町村、第二次スクリーニング完了が9市町村、対策完了が1町、対策工実施中は本市の1箇所であり、全国に先駆けて対策を実施している。

(2) 設計について

ア 対策工法の検討（令和4年度）

当該盛土造成地は、地震時に安全率が1.0を下回り不安定となる事が判明していることから、抑止工による対策工法について以下の3工法を比較検討し、今後の継続的な維持管理は必要とするものの信頼性、施工性、特に経済性で最も優れるグラウンドアンカー工を選定している。

- ・グラウンドアンカー工
- ・地山補強土工法（地盤の圧縮補強）
- ・抑止杭工（鋼管杭）

イ 測量設計業務（令和5年度）

グラウンドアンカー工による滑動崩落防止対策工法の測量設計業務。業務内容は、測量、ボーリング調査、斜面の安定解析、グラウンドアンカー工の設計及び施工計画、有識者会議（有識者、発注者、業務受託者）の開催。

委託名：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計業務委託

選定方式：制限付一般競争入札（事後審査型）

契約金額：当初 14,366,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

変更 15,180,000円（同上）

設計金額：当初 18,300,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

変更 19,338,000円（同上）

落札率：78.50%

契約日：当初 令和5年8月23日

変更 令和6年2月2日

受注者：若松測量設計株式会社

工期：令和5年8月23日～令和6年3月25日（216日間）

(7) ボーリング調査

令和3年度及び令和4年度に実施した3カ所のボーリング調査の他に、5カ所のボーリング調査を実施。調査結果に基づき、アンカー定着層の極限周面摩擦抵抗値について、砂礫0.3から風化岩0.6に修正してグラウンドアンカー工の詳細設計を行っている。

(4) 盛土の安定解析

地質調査結果に基づく斜面の安定計算を行い、地震時に地山と盛土の境界を通過する盛土内円弧すべりの発生を想定している。対策範囲の各検討断面では、常時での円弧すべりに対する所要の安全率1.2を満足し安定しているものの、地震時では、ほとんどの断面で安全率1.0を下回り不安定となる結果である。

なお、安定解析に使用する設計水平震度は、宅地防災マニュアルに従い大地震を想定して0.225（設計水平震度の標準値0.25×地域補正係数0.9）を採用している。

(ウ) グラウンドアンカー工の効果

円弧すべりは、すべり面のすべり力が抵抗力（すべり面の摩擦力+粘着力）を上回った場合に発生する。グラウンドアンカー工は、抵抗力の不足分（必要抑止力）を補うものであり、押し付け力によりすべり面の摩擦抵抗力を増加させ（締め付け効果）、また土塊の移動を抑止（引止め効果）する2つの効果がある。

解析上は、すべり面（すべり面の平均傾斜角）に対する配置角度を設定することにより、力のつり合いにより、設計アンカー力を設定している。

(エ) グラウンドアンカー工の設計

グラウンドアンカー工の設計は、以下の手順で行っている。

- a 地震時の円弧すべり解析結果に基づく必要抑止力の算出
- b 設計断面でのアンカーの配置（ピッチ、段数、仕様）を仮定し、1本あたりの設計アンカー力の算出（断面内の設計アンカー力は同値）
- c 設計アンカー力に基づくアンカー仕様（テンドン^{注3}、定着長）の決定
- d 初期緊張力の決定

注3 引張り力を伝達する部材。PC鋼線、PC鋼より線、PC鋼棒など。

設計では、アンカーのランク（永久、仮設）や荷重状態（常時、地震時）により、設計数値や安全率の割増し又は低減を行い、地震時に必要な設計アンカー力によりアンカー仕様を決定し、初期緊張力は地震時の設計アンカー力を導入している。

(オ) 有識者会議

地盤防災の権威である日本大学工学部の仙頭紀明教授を有識者とし、発注者及

び業務受託者で構成する有識者会議を実施（令和4年度：3回、令和5年度：2回）しており、グラウンドアンカー工の設計、配置、また分割施工に伴う安全性に対する見解などについての助言、指導を得ている。

ウ 設計に対する所見

(7) 初期緊張力

アンカーへの初期緊張力は、地震時の設計アンカー力を導入しており、地震時として安全率を割増した条件でアンカーの仕様を決定しているため、常時のアンカーには許容値以上の緊張力を与えている状態となり、地盤との定着長も不足していることが判明した。許容値の超過はそれほど多くはなく、ある程度付加的な安全率があるため緊急的な対応までは要しないものの、設計的には許容値を上回る緊張力を与えているため、危険側にあるものと判断せざるを得ない。施工済み箇所を含めた緊張力の再精査を行い、対策を講ずる必要がある。

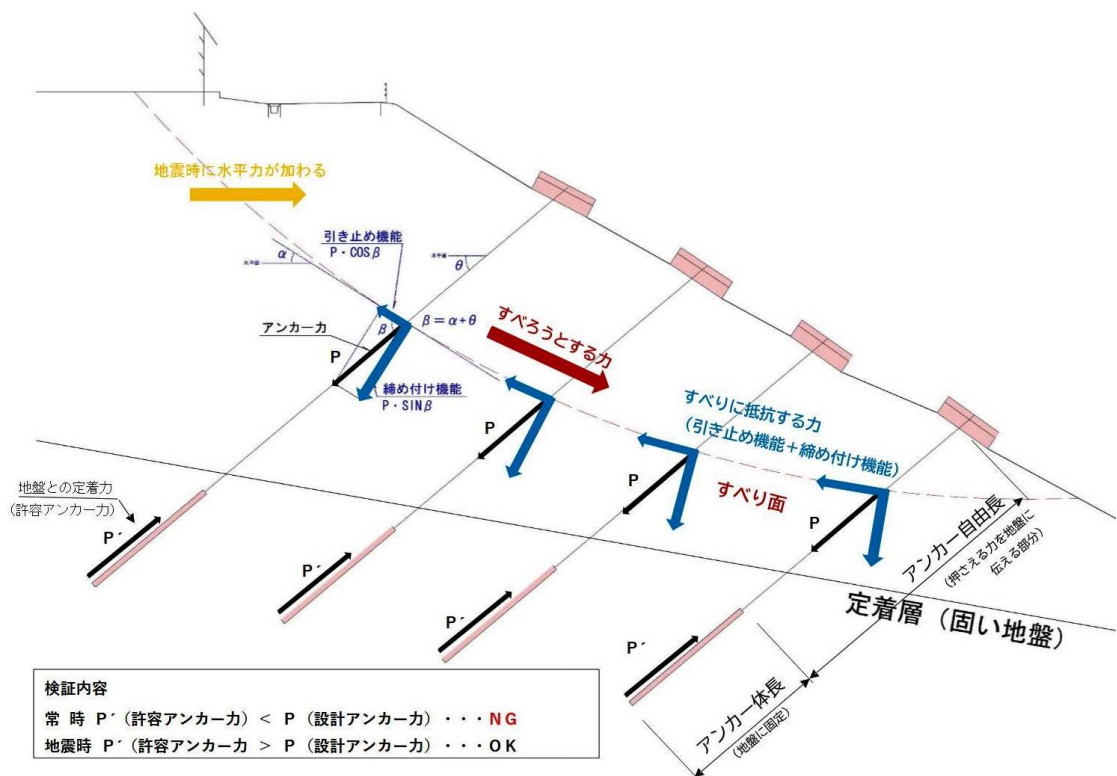


図3 初期緊張力のイメージ

(イ) グラウンドアンカー工の工法選定

本設計でのグラウンドアンカー工は、KTB工法に基づき設計及び図面が作成されており、受注者がKTB工法以外の工法を選定するのは難しい。工法指定はないとしているが、他工法との経済比較を行ったうえで指定工法とするか、工法指定を行わないのであれば、特記仕様書に工法変更への対応方法などを記載しておくことが望ましい。

施工工程は、法面の伐採・除根、法面成形、ざぶとんわく裏込め工を施工した後、法面上に足場を設置して、ボーリングマシンによるアンカー孔の削孔、グラウト注入及びテンドンの設置、受圧板の設置、グラウトの強度発現後にアンカーに緊張力を導入している。

イ 適正試験、確認試験

令和6年度工事のグラウンドアンカー工の試験（適性試験、確認試験）^{注5}は、各段の初期に施工されたアンカーで適性試験を実施し、確認試験は適性試験に用いたアンカーを除くすべてのアンカーで実施している。いずれも適切であった。

注5 実際に使用するアンカーの性能を確認するための試験。

ウ 諸官庁への許可申請

諸官庁への許可申請は、適切な時期、内容で実施されていることを確認した。

- ・会津労働基準監督署：特定元方事業所等の事業開始報告、時間外労働・休日労働に関する協定届、適用事業所報告、保険関係成立届、概算保険料申告書
- ・会津若松警察署：道路使用許可書
- ・地下埋設物管理者：地下埋設物確認書（市上下水道局、東北電力株式会社、NTT東日本株式会社、若松ガス株式会社）

エ 仕様書等

本工事は、以下に準拠している。

- ・特記仕様書
- ・共通仕様書土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（福島県土木部）
- ・グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（公益社団法人 地盤工学会）

なお、福島県の共通仕様書には、標準的なアンカー工について記載されているものの、本工事に応じた施工条件、工法の選定、寒中施工など特に留意すべき項目は特記仕様書に記載しておくことが望ましい。また、日本アンカー協会が認定しているグラウンドアンカー施工士の資格は国家資格ではないものの、国土交通省の登録資格にも認定されており、技術的な判断が必要とされるグラウンドアンカー工の施工においては、資格者の配置を求めておくことが望ましい。

オ 施工計画書

施工計画書は、施工条件の明示、設計図、共通仕様書、特記仕様書等に基づき、工事施工の基本を示すものであり、受注者より工事開始前に提出され、審査、承認されている。

なお、記載内容について、気付いた点を以下に示す。（令和6年度、令和7年度共通）

(7) 施工方法

制約条件のない一般的な施工ステップが記載されているが、工事箇所は斜面上での工事であり、通行規制を伴うことや、クレーン等の設置位置の制限や架空線

の制約もあるため、制約条件等が十分に理解できる記載にすることが望ましい。

(イ) 安全管理

斜面上の作業（伐採・除根作業、さぶとんわく裏込め工、足場の設置撤去など）は施工難易度が高いため、転落防止のための安全通路の確保計画なども記載することが望ましい。

(ウ) 品質管理・出来高管理

アンカー孔の削孔時に定着層を確認することは記載されているが、さらに図面化して設計図との整合性の確認や、アンカー孔の水平・鉛直方向の管理方法、グラウトの寒中養生方法などについても記載することが望ましい。

また、グラウトの強度確認は、仕様書には午前、午後に1回と記載されているが、今回はアンカー1本ずつ管理することが妥当であると思料する。

(エ) 交通管理

通行止めの範囲、お願い看板の配置、作業員の配置などは分かりやすく記載されている。

(オ) 環境管理

伐採木の廃棄、吹付材・グラウト材の廃棄方法など適切な計画である。

(カ) その他

施工体制台帳が添付されているが、役職名として統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者が使用されている。この役職名は労働者数が常時50名以上の場合であり、今回の場合は小規模工事なので、安全衛生責任者等の役職名とすべきである。

(6) 工事監理・検査等について

工事監理は、施工プロセスチェックシートを活用し、段階検査等も含め必要な施工段階で監督員が現地立ち合いを行い、写真にも記録されている。工程管理も定期的にフォローアップを行い、受発注者間で情報を共有化している。

なお、特記仕様書に記載される受注者の実施事項に対し、監督員の履行確認は打合せ簿等で行っているが、遺漏のないようにチェックリスト等を用いて確認することが望ましい。

(7) 設計変更について

令和6年度工事では、2回の設計変更協議実施後、変更契約が行なわれており、適切に処理されている。

令和7年度工事では、工事監査時点では設計変更は行われていない。今後、クレーン作業半径の制約により、荷下ろし場所を確保するための足場の延長などが予定されている。

(8) 維持管理計画について

アンカーの緊張力は、施工後のクリープ等による減少や、地震や大雨で盛土が変状

すると緊張力が変動する可能性があるため、維持管理計画を策定し、定期的且つ地震等により盛土に変状が発生した場合に、緊張力を測定、調整することが必要である。

工事監査時点では、維持管理計画は作成されてはいないが、早期に作成し、点検時期、点検項目、基準値等を明確にしておくことが望ましい。

2 現地実査における所見

(1) 令和6年度工事

ア 施工状況

令和6年度工事は、対策工を実施する範囲の中央部約50mの区間であり、グラウンドアンカー工は、タイプ2（φ12.7×2）5基、タイプ3（φ15.2×3）30基を施工している。

イ 家屋調査

特記仕様書の規定に従い、対策工による影響が想定される6家屋の家屋調査を工事着手前に実施しており、従前の地盤沈下等による影響と思われる変状（ひび割れや傾斜等）を確認している。

ウ 施工管理

施工箇所には支障となる木が多く、伐採・除根に時間を要したものの、工程管理に努めながら工期内に完了している。

現場掲示物、交通規制に伴う規制方法、誘導員の配置等は適正に実施されている。

産業廃棄物処理等のマニフェストの管理については、記録書類を確認した結果、適切に行なわれている。

エ 安全管理

安全管理については、作業打合せ、安全教育、店社パトロール等を適切に実施し記録化されている。なお、1件の労働災害事故（眼球穿孔）が発生しており、法に基づく報告を労働基準監督署に行っている。

冬期間は団地内道路の除雪を行い、工事箇所周辺の交通を確保し、地元住民と良好な関係の維持に努めている。

(2) 令和7年度工事

ア 施工状況

令和7年度工事は、対策工を実施する範囲の右側約30mの区間であり、グラウンドアンカー工は、タイプ4（φ12.7×2）14基、タイプ5（φ12.7×2）4基を施工する。工事監査時点では、ざぶとんわく裏込め工が完了し、グラウンドアンカー工の施工に向け法面上の足場組立作業を行っていた。

グラウンドアンカー工に関する部品、器具は既に納入されており、現地でアンカー材の確認を行なった。テンドン（PCストランド）は、設計寸法に基づき工場

で切断し、定着体はスペーサーがセットされ、自由長部はグラウトと付着しないようにアンボンド加工されている。

イ 施工管理

作業工程状況は、足場組立の作業員確保に時間を要したことから若干遅れ気味であるが、作業員の増員を図りながら工程管理に努めている。

現場掲示物、交通規制に伴う規制方法、誘導員の配置等は適正に実施されている。

産業廃棄物処理等はこれから増加するが、現在までマニフェストの管理は適切に行なわれている。

ウ 安全管理

安全管理については、作業打合せ、安全教育、店社パトロール等を適切に実施し記録化されている。

なお、足場の組立作業において、クレーン等により足場材を法面上の仮置き場所に取り下ろし、5 m程度の長尺の単管パイプを作業員が担いで法面上を運搬しているが、不安全な作業となるため、安全通路の確保や材料の仮置き場所を工夫するなどの検討が必要である。また、大型クレーンの設置場所が限られるため、クレーン作業に支障となる電力、通信の架空線の移設は行っているが、さらに注意喚起の目印の設置も検討されたい。

(3) 配慮すべき品質管理事項について

グラウンドアンカー工の施工において、配慮すべき品質管理事項を以下に示す。

ア 定着層の確認

グラウンドアンカー工が設計通りの機能を発揮するためには、アンカーの定着体が確実に所定の定着層内に設置されることが重要であるため、削孔時に確認された定着層（岩盤）を断面図にプロットして設計の岩盤層位置との整合性を確認することが必要である。

イ アンカー材

グラウンドアンカー工のアンカー材は、設計寸法に合わせた仕様により工場製作され、事前に納入されているが、定着層が浅い場合や許容される範囲より深くなった場合にも対応できる準備も必要である。

ウ グラウト注入（寒中施工）

グラウト注入作業において、日平均気温が4℃以下となる場合は、寒中施工の措置（防寒・給熱による凍結防止）が必要である。土中に注入されるため養生環境は緩和されるが、グラウトの練混ぜ温度の管理や、抗口付近の給熱養生が必要となる。また、強度試験用の供試体は、アンカー孔毎に採取、養生し、緊張前に強度確認を行なう必要がある。

エ ざぶとんわくの配置方向

ざぶとんわくの配置方向は、斜面形状の違いにより水平方向や鉛直方向の配置方向が異なり、ある程度の施工誤差は角度調整金具で調整できるとしても、受圧板設置面はアンカーに直角方向となる精度で仕上げる必要があるため、施工時に基準となる指標の設置が必要である。

オ ザブとんわくと受圧板の密着

ざぶとんわくと受圧板間に隙間があると、アンカーの力を均等に地盤に伝達できないほか、偏荷重により想定外の力が作用し、所要の機能を発揮できない可能性が高まる。受圧板を設置した時点で大きな隙間が確認された場合は、緊張前にグラウト等で充填し、また、緊張後にも隙間の点検を行い、大きな隙間が確認された場合は再度グラウト等で充填する必要がある。

カ グラウンドアンカー工の影響

グラウンドアンカー工の施工により、宅盤に影響を及ぼす可能性があることから、工事着手前に家屋調査を実施し、施工による影響の有無は目視確認等で行なう計画としているが、工事着手前の家屋調査で変状が確認されていることを踏まえ、法肩等に基準杭を設置して定量的に変位量の有無を記録し、責任範囲を明確化していくことが望ましい。

3 総合的所見

今回、令和6年度及び令和7年度工事の大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事について工事監査を実施したところ、計画、積算、契約、施工及び監理は、おおむね適正に実施されていることを確認した。

しかし、グラウンドアンカー工の設計において、基本的な設計方針に誤謬（8ページ、設計に対する所見）が確認され、施工済み箇所も含めて設計上の基準を満足していないことが判明した。このため、緊急的な対応までは要しないものの、なるべく早期に修正方針を定め、対策の実施を進める必要性について、事業を担当する建設部開発管理課に対し指導を行ったところである。併せて、不足していた盛土造成地の下方にある道路擁壁の地震時安定性の検証を行うとともに、今後に向けた「維持管理計画」策定の重要性について指導を行ったところである。

また、現在施工を進めている令和7年度工事は、これから主たるグラウンドアンカー工の施工に進んでいくことから、品質管理や安全管理への配慮事項についての助言も行ったところである。

本対策工事は、令和8年度に最終区間の工事が計画されているため、誤謬が発生した原因を検証し、再発防止に繋げながら、今回の工事監査の結果を参考にされ、良好な品質が確保された工事の実現と、完了後の適切な維持管理の実行により、当該盛土造成地における安心・安全な市民生活の確保が図られることを期待するものである。

工事監査実施状況写真

○書類審査 令和7年11月6日



代表監査委員あいさつ



技術士あいさつ



質疑応答状況



質疑応答状況

○現地実査 令和7年11月7日



工事概要説明状況



現場標識類の掲示状況

工事監査実施状況写真



アンカー材の確認状況



工事現場内での質疑応答状況



令和6年度工事の確認状況



令和7年度工事の確認状況

○所見・講評 令和7年11月7日



技術士による所見・講評



監査委員閉会あいさつ